

協 定 書

静岡県（以下「甲」という。）と神奈川県（以下「乙」という。）は、相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関し、将来における操業上の紛争を避け、両県漁業の調整と発展を期するため、次の条項を協定する。

記

1. 甲は、乙のいわしまき網漁業1統の入会を認めるものとし、入会の区域は稲取埼正東線以北の静岡県の地先海面、操業期間は周年とする
2. 乙は、甲のいわしまき網漁業4統の入会を認めるものとし、入会の区域は城ヶ島灯台正南線以東を除く神奈川県の地先海面、操業期間は11月1日から翌年4月30日までとする。
3. 甲は、乙のかつお、まぐろまき網漁業4統の入会を認めるものとし、入会の区域は石廊埼灯台正南線以西を除く静岡県の地先海面、操業期間は5月1日から同年8月31日までとする。なお、夜間操業は禁止する。
4. 乙は、甲のかつお、まぐろまき網漁業3統の入会を認めるものとし、入会の区域は城ヶ島灯台正南線以東を除く神奈川県の地先海面、操業期間は5月1日から同年8月31日までとする。なお、夜間操業は禁止する。
5. 入会する場合は、それぞれ入会する県の漁業調整規則、当該漁業に関する制限条件並びに関係海区の委員会の指示事項はもちろん、その他業者間の操業協定事項を遵守するものとする。
6. この協定に違反した場合は、協定者協議の上、当該漁船に対する許可を取り消すものとする。
7. この協定の有効期間は、平成30年9月1日から平成33年8月31日までとし、期間中の条項の変更及び期間の更新については、資源量、漁況又は漁業調整等の面を勘案し、改めて両者協議の上決定するものとする。

平成30年7月9日

甲 静岡海区漁業調整委員会
 会長 宮原 淳



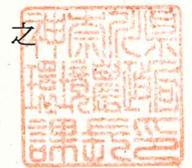
静岡県経済産業部水産局水産資源課
 課長 森 訓



乙 神奈川海区漁業調整委員会
 会長 櫻本 和美



神奈川県環境農政局農政部水産課
 課長 滝口 直之



千葉県中型まき網漁業の神奈川県海面への入漁についての協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と千葉県（以下「乙」という。）は、東京湾の甲の海面における乙の中型まき網漁業の入漁に関し、操業上の紛争を避け、両県漁業の調整を図るため、次の条項を協定する。

記

1. 甲は、乙の中型まき網漁業16統の入漁を認めるものとし、入漁の区域は、城ヶ島灯台と洲崎灯台を結んだ線以北の東京湾の甲の海面とする。
ただし、東京内湾の乙の海面の許可を有しない漁船については、今後、その許可を受けるまでの間は、東京内湾の甲の海面には入漁できないものとする。
2. 入漁区域内の操業期間は、次のとおりとする。
(1) 東京内湾を除く海面においては、1月1日から12月31日までとする。
(2) 東京内湾の海面においては、10月1日から翌年2月末日までとする。
ただし、この海面のうち、横浜市金沢区金沢木材ふ頭東防波堤先端正東線以南においては、6統に限り9月15日からとする。
3. 入漁する場合は、神奈川県海面漁業調整規則、当該漁業に関する制限条件並びに神奈川海区漁業調整委員会の指示事項はもちろん、その他業者間の操業協定事項を遵守するものとする。
4. この協定に違反した場合は、協定者協議の上当該漁船に対する許可を取り消すものとする。
5. この協定の有効期間は、平成30年9月15日から平成33年9月14日までとし、期間中の条項の変更及び期間の更新については、資源量、海況又は漁業調整等の面を勘案し、改めて両者協議の上決定するものとする。

平成30年7月17日

甲 神奈川県漁業調整委員会
会長 櫻本 和美



神奈川県環境農政局農政部
水産課長 滝口 直之



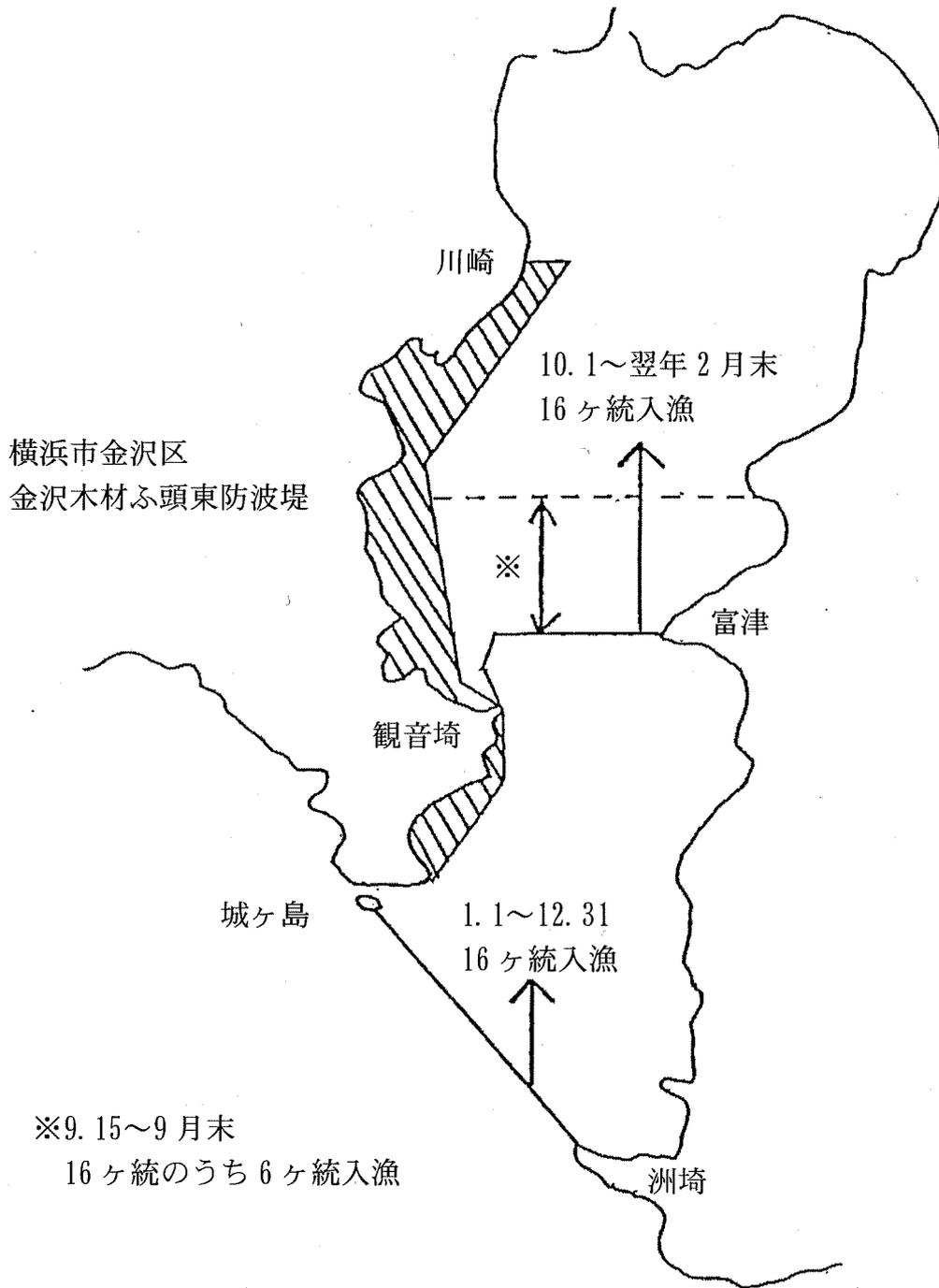
乙 千葉県漁業調整委員会
会長 塩野 健



千葉県農林水産部水産局
水産課長 根本 均



千葉県中型まき網漁業の神奈川入漁協定内容



 いわし中型まき網漁業
操業禁止区域